

# 会 議 録

□全部記録    ■要点記録

会議名	令和3年度 第4回 姫路市景観・広告物審議会
開催日時	令和4年2月8日（火） 14時～15時
開催場所	姫路市役所 本庁舎10階 大会議室
出席者又は欠席者	<p>(現地出席委員)</p> <p>安枝会長、田原委員、土居委員、澤田委員、八木（規）委員、上田委員、鷺尾委員、長谷川委員、汐田委員、八木（有）委員、塩本委員</p> <p>(オンライン出席委員)</p> <p>岩田委員、橋寺委員、藤本委員、濱田委員、秋本委員</p> <p>(事務局)</p> <p>加藤部長、松浦課長、増田係長、小寺技術主任、川崎技師、梅宮主事補</p> <p>(欠席委員)</p> <p>赤澤委員、清水委員、川原委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	<p>傍聴可</p> <p>傍聴人 なし</p>
議案又は案件及び結論等	(議案第1号) 屋外広告物の基準改正について
議案の全部内容又は進行記録	
(事務局)	<p>(過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴人の報告)</p> <p>(資料の確認)</p> <p>以降の進行を安枝会長にお願いしたい。</p>
(会長)	まず会議録の署名押印について、澤田委員、塩本委員にお願いしたい。
(会長)	議案第1号『屋外広告物の基準改正』について事務局より説明願う。
(事務局)	(『屋外広告物の基準改正』について説明)
(会長)	事務局の説明は、大規模な商業施設や一つの敷地に複数の店舗が存在する複合施設等が増加したことにより、自己の敷地に建て植える広告物の基準について見直しを行うというもので、昨年12月に開催した

前回の審議会において事前審議を行い、その際に出された意見をもとに基準改正案を作成したものである。

意見、質問があれば挙手願う。

(委員)

前回の説明内容から変わった部分は何処か。

(事務局)

改正内容については事前審議の時から変更していない。前回の事前説明の際に、委員の皆様からの質疑を受けて説明が分かり辛かった点等を、スライドを増やして補足説明を加えている。

(委員)

駐車場表示広告物等のことについてだが、敷地内に2基以下で駐車場表示広告物等が5㎡以下であればカウントしないということであっているだろうか。

スライド資料7ページの下側の駐車場表示広告物等の説明のなかで「必要最小限と認められるもの」と書かれているが、表示面積に含まない駐車場表示広告物等が必要最小限と認められるものであるかどうかについての是非の議論は行うのか。それとも、表示面積に含まないのであれば、設置者の責任として一任するのかどうかを教えてください。

(事務局)

必要最小限の考え方としては、面積が1～2㎡程度の小さなもので、管理上必要であれば店舗名等を入れても構わないが、店の宣伝ではなく、あくまで駐車場への円滑な誘導が主体となっていることを条件にしている。また、数量についても、駐車場表示広告物等であれば何基でも建てていいというわけではなく、例えば、一つの道沿いに何基も設置されているようであれば必要最小限とはみれない。そのため、敷地全体を通してみていくつもりである。

(委員)

条件を緩和する見直しの内容として、敷地面積が10,000㎡以上の施設又は建築面積3,000㎡以上の施設としているが、スライド資料5ページでは、例として敷地面積64,000㎡で建築面積30,000㎡の施設を挙げており、具体例が緩和の基準よりかなり大きい。実際緩和を行う基準程度の施設だと、どのような見え方となるのかを見せてほしいのだが、そのような資料は今のところ持っていないということだろうか。

(事務局)

分かりやすいだろうということで、かなり大きな敷地を例に挙げており、緩和を行う基準程度の施設のシミュレーションは作成しておらず申し訳ない。

ただ、なぜ敷地面積10,000㎡建築面積3,000㎡を採択したかという点、現在兵庫県下で同様の緩和を設けている市町村は敷地面積10,000㎡店舗面積3,000㎡の施設を対象に緩和しており、それを参考に基準を設定している。また、市内で敷地面積10,000㎡建築面積3,000㎡の施設が

どのような規模感かというと、大型スーパーや、スーパーとドラッグストアが同一敷地にある複合施設等が該当する。この度例に挙げている施設はかなり敷地が大きく、接道距離100mを超えている道路が3本あるので建植広告物を最大5基まで設置できるが、敷地面積10,000㎡程度だと、接道距離100mを超える道路はだいたい1本程度なので、敷地内に3基程度である。そのあたりをふまえて建植広告物が乱立することはないと判断している。

(委員)

内容について異論はないが、実際の許可手続きについて教えていただきたい。

施工前に色んな計画があるなかで、駐車場の整備に伴い屋外広告物の申請手続きを進めると思うが、その後、実際に運用してみて問題が発生した際に、当初の申請から変更する場合はその都度変更手続きが必要だと思うが、現実的にどのくらい正確に手続きがされているのか。今回の案件とは直接関係ないというものの、特に今回は駐車場への誘導・安全性の担保という点が問題になっているので、現実的にどういう状況にあるのかというところを分かる範囲で教えてほしい。

(事務局)

変更があるたびに、その都度変更申請をする事業者ももちろんいるが、許可の更新の際に変更分もまとめて申請をすることが多い。少し手続きが遅れることにはなるが、許可期間の2年毎に更新申請が必要なので、変えたまま手続きをせず放置をするということではなく、更新の度に適正な状態となるよう手続きを行ってもらっている。

(委員)

ありがとうございます。加えてあまり本質的でないことも質問したい。

交通の安全性に関係するものに変更はそれほどないと思うが、大規模施設ではよくテナントが入れ替わることがあり、店舗の誘導というのは結構問題になっている。大規模なもので、ある程度恒久的なものであればきちっとした表示をしているが、比較的小さい施設等であれば貼り紙等簡易的なものを掲出しているところがよくある。そういったものは基本的に届出制である以上、全てをチェックできないだろうと思うが、そのような必ずしも安全ではないがいわゆる誘導を目的とした掲出と今回の誘導看板は、あくまで安全のためだということがひとつの主題になっているが、そういう誘導看板は含めないという理解でよろしいか。

(事務局)

この度は、基数制限がかかっている中で誘導看板であれば基数から除いていくということなので、基数制限からは除外されるが、あくまで屋外広告物としては扱っていくので許可申請の対象にはなっている。

- (委員) 本日2月8日でこの審議会が終わり、今後3月議会で条例改正をされ、4月1日に施行されるという手順だと思うが、これについて大きな事業所や屋外広告物を制作している事業所への周知を今後どのようにしていくつもりなのか。それと、4月1日施行ということで、例えば5月に開業する県立はりま病院など現在建築中の建物が駐車場標識を掲出する場合や、また、アクリエひめじなども広告物が少ないように思うが、そういった施設も影響してくるのか。2点お願いしたい。
- (事務局) この度は条例ではなく規則改正となっている。周知に関しては、ホームページ等でお知らせすることに加えて2年毎の更新の際に、更新のお知らせと同封して周知を図っていきたい。また、4月1日以降の申請であれば対象になるので、県立病院やアクリエひめじも対象である。
- (委員) 駐車場等にいわゆる可変ではないが、満空表示等発光式の看板が結構あると思うが、例えばデジタル映像で案内をするといったものは発光可変表示式広告物としてみるのか。それとも、基本的な内容が店舗への誘導及び交通の安全を確保するものであれば、その限りではないとみるのかどちらなのか。
- (事務局) 基本的には映像が切り替わるものに関しては発光可変表示式広告物として扱う。ただし、発光可変表示式広告物だと駐車場表示広告物等として認めないというわけではないので掲出は可能であるが、そもそも発光可変表示式広告物を禁止している地域であれば使用できない。
- (委員) 事業者としての意見だが、新しく商業施設を建設する際建築基準法等色々な法律があると思うが、事業を進めていくうえで、広告物関係の規制はどこから情報を手に入れればいいのか。この規制については、どこから情報が紐づいているのか教えていただきたい。
- (事務局) 規制の大元は屋外広告物法に基づいている。屋外広告物の許可申請の許可等の権限をもっているのは、まちづくり指導課なので、許可の基準等規制内容についてはまちづくり指導課から発信している。
- (委員) 兵庫県では大型商業施設の許認可の検討委員会みたいなものがあり、そういった大型商業施設の申請は県が絡んでいる許認可関係の部署があるのだと思うが、それに付随して広告物に関していうと、敷地の大きさに関わらず申請が必要で、例えば300～500坪の敷地の中で新しい事業をするというときに、許認可関係というのは一般的にどういうルートで情報を得ることができるのか。

(事務局)	<p>他法令については分からないが、例えば、大店立地法であれば店舗面積が1,000㎡を超えるような施設であれば規制がかかっており、屋外広告物関係でいうと「誘導広告若しくは誘導員を配置すること」という決まりがあり、安全確保のためにそういった表示や誘導をしなさいという規制がかかる。ただその屋外広告物を表示するという行為に対しての許可はまちづくり指導課になっており、ワンストップにはなっていないが、いくつかの部署をまたいでの指示事項にはなっている。</p>
(委員)	<p>まちづくり指導課と建物を建てる時に関わっていくような部署とは直接的に連携や関わりはないのか。</p>
(事務局)	<p>大店立地法であれば、産業振興課から合議等情報提供は回ってくるが、それぞれ審査している箇所は別々である。</p>
(会長)	<p>他に質問はないか。無いようであれば、『屋外広告物の基準改正について』承認したいが、よろしいか。</p>
(委員)	<p>(異議なし)</p>
(会長)	<p>異議が無いようなので、承認したい。後日、私から市長に答申したいがよろしいか。</p>
(委員)	<p>(異議なし)</p>
(会長)	<p>本日の審議はこれをもって終了する。事務局に進行をお返ししたい。委員の皆様、ありがとうございました。</p>
(事務局)	<p>(閉会挨拶)</p>